

財服用語解説

●会計区分

用語	解説
一般会計	市の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を計上している会計です。
特別会計	一般会計に対して、特定の事業を区分したり、特定の歳入歳出を区別して別個に処理するための会計です。 にかほ市では、国民健康保険事業(事業勘定・施設勘定)、後期高齢者医療、公共下水道事業、農業集落排水事業、ガス事業清算(令和2年度のみ)の特別会計を設置しています。
企業会計	ガス事業、水道事業等、当該事業を行うことによって得られる収入で当該事業の経費を賄っていく、独立採算を原則とした会計です。 地方公営企業法を適用する法適用の公営企業会計と適用しない法非適用の公営企業会計があります。
普通会計	地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計額(会計間の重複部分などを控除した正味の財政規模)。 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査(決算統計)上で便宜的に用いられる会計区分です。
地方公営事業会計	地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称です。 にかほ市では、国民健康保険事業、後期高齢者医療、公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業がこれに当たります。

●歳入

用語	解説
自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源です。
市税	地方税法に基づいて地方公共団体が徴収する税をいいます。市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などの税金です。
分担金及び負担金	市が特定の事業に要する経費に充てるために、その事業によって利益を受ける方にその受益を限度として徴収するもので、保育料、福祉施設入所負担金などがあります。
使用料及び手数料	市の施設等の利用料金や特定の方に対する役務の対価等で、市の施設の使用料や住民票の交付手数料などです。
財産収入	市が有する財産(公有財産、物品、債権、基金)の貸付や運用等による収入で、公有財産の賃貸料、基金運用利息、財産の売払いなどによる収入です。
寄附金	用途が特定されない一般寄附金と、ふるさと納税などの用途が指定された指定寄附金があります。
繰入金	地方公共団体が設定している一般会計や特別会計、基金等の会計間における現金の移動のことをいいます。
繰越金	決算上剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越します。
諸収入	他の収入科目に含まれない収入をまとめたもので、延滞金、預金利子、貸付金元利収入、雑入などがあります。

●歳入

用語	解説
依存財源	国や県により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源です。
地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準によって県や市町村に譲与されるものです。
利子割交付金	利子の支払を受ける際に県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。
配当割交付金	特定配当等の支払いを受ける際に、県税として一括徴収され、その一部が市町村へ交付されるものです。
株式譲渡所得割交付金	特定株式等の譲渡所得のあった場合に、一括徴収された県税の一部が市町村へ交付されるものです。
法人事業税交付金	法人の行う事業に対して課される法人事業税の一部を財源として、市町村の従業員数(令和2年度は法人税割額)に応じて、県から交付されるものです。
地方消費税交付金	地方消費税のうち市町村分相当額を人口及び事業者数で按分した額が、市町村へ交付されるものです。
環境性能割交付金	自動車税環境性能割のうちの一部を、市町村道の延長や面積で按分し県から交付されるものです。
地方特例交付金	恒久的減税による地方税収の補てんに対する措置として創設されたもので、各地方公共団体の住宅借入金等特別控除見込額で按分し交付されるものです。
地方交付税	どの地域に住む人にも一定の行政サービスを提供できるよう、市町村間の財源の不均衡を調整するため、国税の一部(所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合並びに地方法人税の全額)を財源として国が一定基準により市町村へ交付するものです。普通交付税と特別交付税の2種類に分かれています。
普通交付税	地方交付税の主体をなすもので、交付総額は地方交付税総額の94%に相当する額とされています。 基準財政需要額(標準的な財政需要)が基準財政収入額(標準的な財政収入)を超える部分(財源不足額)に対して交付されます。
特別交付税	交付総額は地方交付税総額の6%に相当する額とされています。 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要(災害、その他特殊事情等)などに対し交付されます。
交通安全対策特別交付金	道路交通法により納入された反則金を原資に、交通安全施設の整備等に充てる経費を国が交付するものです。 市町村への交付額は、交通事故発生件数、人口集中地区の人口、改良道路の延長等から按分されます。
国庫支出金	国が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、法によって国に負担する義務のある国庫負担金、財政援助的な国庫補助金、本来国が行うべき事務を県や市町村へ委託する場合の国庫委託金に分類されます。
県支出金	県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。
地方債(市債)	地方公共団体の資金調達のための債務(借入金)であって、その返済が一般会計年度を超えて行われるものが地方債(市債)です。 公共施設や道路などの施設整備の財源とする市債が主なものです。
一般財源	財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。地方税(市税)、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税のほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金なども含まれます。
一般財源等	一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたものです。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等が含まれます。

●歳出(目的別)

用語	解説
議会費	議会活動に要する経費です。
総務費	人事、企画、財政、徴税、戸籍、選挙、統計や交通安全など、市の総括的な事務事業に要する経費です。
民生費	住民の皆さんの一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費です。社会福祉や児童・老人・障害者福祉、生活保護等の費用です。
衛生費	健康で衛生的な生活環境を保持するための経費です。保健衛生やごみ収集等の環境衛生などの費用です。
労働費	失業対策や雇用促進などに要する経費です。
農林水産業費	農林水産業の振興に係る経費です。
商工費	商工業の振興、観光、企業誘致などに係る経費です。
土木費	道路や河川、公営住宅、公園などの整備や維持管理、都市計画に係る経費です。
消防費	消防・救急体制の維持や風水害対策等の災害防除などに要する経費です。
教育費	教育委員会の費用、学校教育、社会教育、保健体育などに係る経費です。
災害復旧費	災害によって生じた被害の復旧に要する経費です。
公債費	市債の償還に係る経費です。

●歳出(性質別)

用語	解説
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費です。職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金等の公債費からなっています。
人件費	職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費です。市職員の給与、議員や委員の報酬などが主なものです。
扶助費	生活保護法や児童福祉法等に基づき、児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費です。
公債費	市債の償還に係る経費です。
投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費や災害復旧事業費から構成されています。
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。
災害復旧事業費	洪水、暴風、地震その他の災害によって被害を受けた施設等の原形復旧に要する経費です。
物件費	市で事務を行うのに必要な経費や、公共施設の光熱水費などの支払いのための消費的な経費です。委託料や使用料及び賃借料も物件費に分類されます。
維持補修費	地方公共団体が管理する公共用施設等を維持するための補修等の経費です。
補助費等	各種団体などに支出される負担金や補助金、公用車の自動車保険料や公共施設の火災保険料などの経費です。
積立金	財政運営を計画的に行うための財政調整基金や特定の目的を持つ基金への積立をいいます。
投資及び出資金・貸付金	財団法人等に対する貸付金や出資金などの経費です。
繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費です。

●その他決算関係

用語	解説
実質収支	地方公共団体の純剰余金または純損失金を意味し、通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。 【実質収支 = 歳入総額 - 歳出総額 - 翌年度へ繰り越すべき財源】
単年度収支	実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。 【単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支】
実質単年度収支	単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)と、赤字要素(財政調整基金の取崩額)を除いた収支のことです。 【実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 繰上償還額 - 財政調整基金取崩額】
翌年度へ繰り越すべき財源	繰越明許費繰越(歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと)、事故繰越(年度内に支出の原因となるべき契約等の行為をしたものの、避けがたい事故のため年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越すこと)等の財源です。

●財務分析指標

用語	解説
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する割合を示す指標です。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に、地方税、地方交付税等の毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)などがどの程度消費されているかを示す指標です。 比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金など)の標準財政規模に対する割合を示す指標です。 この比率が下記の場合、各計画に基づき財政健全化を図ることになります。 25%以上・・・「財政健全化計画」の策定が必要。(同計画の実施状況等によっては、地方債発行の制限あり。) 35%以上・・・「財政再生計画」の策定が必要。(同計画について、総務大臣の同意が得られなければ、災害復旧事業等の一部の地方債を除き、地方債の発行ができない。) ※18%以上の場合、起債する際に総務大臣等の許可が必要となります。
財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税算定上の基準財政収入額(標準的な財政収入)を基準財政需要額(標準的な財政需要)で除して得た過去3年間の平均値です。 財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。

●その他

用語	解説
基金	<p>特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産です。 その目的によって順次積み立てていくもの、定額を運用していくもの、果実(預金利子等)を運用していくもの等があります。</p>
財政調整基金	<p>突発的な災害により生じた減収の補てんや緊急を要する経費に備えるため、また、年間の財源の不均衡を調整するために設けられた基金です。</p>
減債基金	<p>地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金です。</p>
その他特定目的基金	<p>財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置された基金です。 にかほ市では、みらい創造基金、観光振興基金、白瀬南極探検隊記念館施設整備基金、山崎科学教育振興基金、社会教育施設整備基金、地域振興基金、自然エネルギーによるまちづくり基金、森林環境譲与税基金がこれに当たります。</p>
定額運用基金	<p>財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金以外の特定の目的のために定額の資金を運用するために設置された基金です。 にかほ市では、奨学資金貸付基金、高額療養費資金貸付基金、象潟郷土資料館資料取得基金がこれに当たります。</p>